

松戸市教育委員会会議録

令和7年3月定例会

松戸市教育委員会会議録

令和7年3月定例会

開 会	令和7年3月12日(水) 午前10時	閉 会	令和7年3月12日(水) 午前12時00分	
署名委員	教育長 波田 寿一	委 員	武田 司	
出席委員 氏 名	教育長 波田 寿一	○	委 員 山形 照恵	○
	教育長職務代理者 武田 司	○	委 員 中西 茂	○
	委 員 伊藤 誠	○	委 員 和座 一弘	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

令和7年3月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	井之浦 太郎	21	〃 補佐	波多江 美奈子
2	学校教育部 部長	中坂 正夫	22	〃 主任主事	三輪 奈津美
3	生涯学習部 審議監	小林 清	23	〃 主任主事	安藤 裕貴子
4	学校教育部 審議監	町山 信之	24		
5	教育総務課 課長	三根 秀洋	25		
6	〃 専門監	斉藤 政彦	26		
7	〃 補佐	飯島 幸枝	27		
8	〃 主査	吉川 紘司	28		
9	〃 主任主事	染谷 康太	29		
10	児童生徒課 課長	志村 雅人	30		
11	〃 専門監	壁 和宏	31		
12	文化財保存活用課 課長	渡辺 貴生	32		
13	〃 補佐	大西 真	33		
14	〃 美術館準備室 室長	豊島 周一	34		
15	〃 博物館 次長	染野 寿郎	35		
16	〃 戸定歴史館 館長	金井 隆志	36		
17	〃 戸定歴史館 班主	美澤 駿輔	37		
18	学務課 課長	西田 大助	38		
19	〃 補佐	佐藤 毅	39		
20	〃 補佐	泉 あや子	40		

令和7年3月定例教育委員会会議次第

1 日 時 令和7年3月12日(水) 午前10時より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題
議 案

4 その他

令和7年3月定例教育委員会会議 議題目次

(1) 議案

① 議案第40号

「松戸市いじめ防止基本方針」の策定について (児童生徒課)

② 議案第41号

「重要文化財旧徳川家松戸戸定邸保存活用計画」の策定について
(文化財保存活用課)

③ 議案第42号

松戸市立博物館等資料選定評価委員会委員の委嘱について
(文化財保存活用課)

④ 議案第43号

松戸市教育功労者の表彰について (文化財保存活用課)

⑤ 議案第44号

松戸市教育功労者の表彰について (学務課)

⑥ 議案第45号

松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程の一部を
改正する訓令の制定について (学務課)

⑦ 議案第46号

令和6年度末松戸市立小中学校長の人事異動について (学務課)

⑧ 議案第47号

令和6年度末人事異動による松戸市立松戸高等学校の
教職員の任免について (学務課)

教育長 では初めに、傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議には、現在1名の方から傍聴したい旨の申出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

なお、これ以降、傍聴の申出がある場合は、事務局への受付をもって許可に代えることといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

◎開 会

教育長 それでは、ただいまから令和7年3月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

教育長 開会に当たり、本日の会議録署名人を武田委員にお願いいたします。

◎議案の提出

教育長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案8件となっております。このうち、議案第46号及び47号は、人事に関わる案件となります。したがって、この審議を秘密会としてはいかがかお諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により、決を採らせていただきます。

この後行われます教育委員会会議のうち、議案第46号及び47号の審議を秘密会とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議ないものと認め、議案第46号及び47号の審議は秘密会といたします。

次に、日程の変更についてお諮りいたします。

ただいまの決定のとおり議案第46号及び47号は秘密会にて審議することとなりました。そのため、松戸市教育委員会会議規則第9条の規定により、議事日程の順序を変更することと

し、その他につきましては、秘密会とした議案の前に審議したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議ないものと認め、その他につきましては、秘密会とした議案の前に行うことに決定いたしました。

では、ここからの議事進行は、武田教育長職務代理者をお願いいたします。

◎議案第40号

教育長職務代理者 それでは、日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

初めに、議案第40号「松戸市いじめ防止基本方針」の策定ついて」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

児童生徒課長、お願いします。

児童生徒課長 よろしく申し上げます。

議案第40号「松戸市いじめ防止基本方針」の策定について」でございます。

初めに、本基本方針の策定に当たり、昨年11月の教育委員会会議で、パブリックコメントの実施についてお知らせさせていただきましたが、その結果についてご報告いたします。

A3縦刷りのパブリックコメント実施結果について、概要版と基本方針案の冊子を基にご説明したいと思います。

まず意見募集期間ですが、本年1月6日から2月5日までの1か月間実施いたしました。

意見提出者数は、市民の方々から4名いただき、うち1名は連名の団体となり、こちらの団体は公明党市議団となります。

提出をいただいた件数は、延べ92件であり、そのうち修正を行ったものは5件、その他につきましては修正は行わず、市の考え方を示いたしました。

なお、いただいたご意見のうち当課認識と異なる点多々ございますが、ご意見者の趣旨を鑑み、加筆修正はせず原文のまま掲載していることを申し添えます。

では、修正を行いましたご意見につきましてご説明したいと思います。

A3縦両面刷りの表の上段から、順にご説明いたします。

1件目のご意見の趣旨としましては、基本方針案の3ページ、中段にあります松戸市いじめ防止基本方針の策定の説明文のうち、「国、県に基づいて」とありますが、この言葉の意

味が不明というご意見です。

こちらに関しましては、パブリックコメントの方針案の公表直前から文言が抜け落ちていることを認識しておりましたが、修正が間に合わず公表に至りました。今回ご意見をいただきましたことから、「松戸市は、法の趣旨を踏まえ、国、県の基本方針に基づいて」と修正いたしました。

2件目のご意見の趣旨といたしましては、同じく方針案の3ページ下段「イ 松戸市いじめ相談連携推進会議の設置」の説明文のうち「学校と地域の関係機関等との問題にかかる連携」の「問題にかかる連携」の文意が不明というご意見です。

こちらはご指摘の内容を踏まえ、理解しやすいように「学校と地域の関係機関等とのいじめの問題にかかる連携」というふうに修正いたします。

3件目のご意見の趣旨は、方針案の4ページ上段、「イ 相談手段」、これは手紙などの文書も含めるべきとのご意見です。

こちらに関しましては、いじめ防止対策委員の委員からも同様の意見をいただいておりますので、「手紙等」と追記をして修正いたします。

4件目のご意見の趣旨は、方針案の5ページ上段、「エ いじめ事案支援チームの派遣」の説明文で、当初「いじめが理由で児童生徒が3日以上欠席」と表記しておりましたが、いじめが理由と判断するのに明確な基準を設けるのは至難であるというご意見でありました。

こちらは「いじめが理由」と判断する明確な基準は教職員の判断ではなく、被害の児童生徒を主体として、本人やご家族が被害を訴えた場合としていることから、ご指摘の内容を踏まえまして、市民の皆様が理解しやすいように「児童生徒がいじめ等を理由に」ということに修正いたします。

最後に5件目のご意見としましては、方針案の7ページ上段の「「学校いじめ防止基本方針」の策定」の説明文のうち、1件目と同様に、脱字でありましたので、そこを修正するものです。

続きまして、A3の資料、裏面のほうに移りまして、11月の教育委員会会議で委員の皆様からいただきましたご意見や課内での精査や各方面からのご意見を踏まえ、基本方針の根幹を大きく変えない範囲で修正を行ったものとなります。

初めにナンバー1のところですが、「WEBQU」という言葉についてです。

学校教育にあまり関わりがない方など、初見では言葉の意味が分からないというご意見をいただいておりますので、基本方針案の5ページ下段の「(イ) WEBQUの実施」に記

載のとおり、注釈を追記いたしました。

続きまして、ナンバー2の方針案の6ページ下段「エ インターネットを介してのいじめへの対策」につきましては、これにつきましても、11月の教育委員会会議でご意見をいただきました。公的機関との連携だけではなく、民間企業や官民一体となって幅広く対策を行っていくことを追記いたしました。

続きまして、ナンバー3、人権多様性につきましては、これも委員の方からご意見を頂きましたが、方針案の8ページ上段、(1)未然防止の説明文に、「児童生徒の人権や多様性を尊重し、いじめの未然防止に取り組む」と追記いたしました。

続きまして、ナンバー4と5につきましては、市長部局での協議の際に、なぜいじめが起きたのか、原因を見つけなければ再発防止に至らないのではというご意見を基に、同じく方針案の8ページ下段から9ページ上段にかけて、学校における具体的な取組の(3)早期対応、(4)継続支援の部分に、原因の追究について追記いたしました。

最後に、ナンバー6と7につきましては、方針案10ページの上段、(2)重大事態の報告の説明文に法に基づく表記が不足していたため追記いたしました。

同ページの中段、(5)聞き取りについての説明文のうち、基本方針内の「松戸市いじめ防止対策委員会」の文言の表記を統一して修正を行いました。

これらの修正を盛り込みまして、全市民のいじめ問題を松戸市全体で取り組むべくいじめ防止のための対策を、総合的かつ効果的に推進するために松戸市いじめ防止基本方針を策定いたします。

コメントにつきましては、ホームページ上で掲載いたしますとともに、今後の文言等の軽微な修正につきましては、我々事務局のほうに一任させていただけたらと思っております。

私からの説明は以上になります。ご審議お願いします。

以上です。

教育長職務代理者 議案第40号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

以前ご審議いただいたものの改めての案ということになるかと思いますが、いかがでしょうか。

中西委員。

中西委員 以前の審議がどの程度だったか、ちょっと頭から抜け落ちているんですけど、改めて読んでみて、教育委員会とか学校の負担という視点から見たときに気になるところが2か

所ほどあって、この点をどうお考えなのかということと、そもそもこれ、新しくつくるんでしたっけ。改定ってことですよ。

児童生徒課長 いや、新しくつくる。

中西委員 新しくですか。今まではなかったということですか。なるほど。

であればなおのことなんですけど、5ページの、先ほどご説明もあって、一番上のところなんですけど、3日以上欠席となった場合に、支援チームを派遣する云々というのが、いじめ等を理由にというのは、子どもがいじめに遭って休んでると訴えた場合という、結構ありそうな気がするんですけど、どの程度というふうに想定されているのか。というのは、それがかなり頻繁にあることであれば結構大変なことになると思うので、その辺がちょっと気になったのと。

もう一点は、7ページの、その学校のいじめ防止等の対策のための組織が(3)の会議の開催で、「複数回の定例会を開催する」とあって、その後、いじめ事案が発生した場合は速やかに集合し、緊急会議を実施するとあるんですけど、これもだからいじめ全般と言ってしまうと相当な数になるんじゃないかと思うんですけど。しかも緊急会議という表現がちょっと気になるというところがあって、その2か所についてどうお考えなのかお伺いできるでしょうか。

教育長職務代理者 児童生徒課長、お願いいたします。

児童生徒課長 ありがとうございます。

1点目の、いじめ事案支援チームの派遣についてですけれども、これに関しましては、もととその学校のほうでいじめを認知するという、例えばアンケートとか面談とか、あとは本人からの申出だったり保護者からの申出だったりということ認知をするんですけども、例えば休んでしまっている子がいて、ある程度1日目休んだら、例えば家庭に電話をすとか、2日目だったら家庭訪問すとか、いろいろこう、学校によっていろいろ様々なんですけれども、ただ、3日連続で休んでしまうというのは結構な出来事でありまして、その中で、例えば友達とのトラブルがあったとかいうこともかなり多いです。そういったところで、いじめ事案ということで報告書を上げていただいております。その中で、こういう支援チームを派遣しますか、どうですかというのを保護者のほうにも説明をして、学校のほうと委員会のほうがやり取りをしています。

ただ、今の段階で、この条件でいじめ支援チームを派遣したのは、今年は、今のところ2件になります。なので、それまで学校のほうで基本方針をつくってますので、それに従って

学校のほうで聞き取りだったり保護者とのやり取りだったりというのをやったださってま
すので、それでもなかなか保護者のほうが納得いかないというところで、教育委員会のほう
が本人とか保護者に寄り添っていくという趣旨のチーム派遣でありますので、今の段階では、
状況としてはその程度です。

2点目の会議の開催のことですけれども、基本的に学校にもよりますが、中学校ですと、
例えば生徒指導部会というのは毎週やっています。小学校に関しては、月に1回、一応やっ
ているということですが、その中で、例えば子どもたちのトラブルがあったりとか、
いろんな部分があるので、例えばそこで、ああ、これはいじめじゃないかという認知もされ
るんですけども、生徒指導部会というのは、いじめのそういう会議とは全く同じメンバー
では駄目ですよという話を学校のほうにもさせていただいているので、ちょっとこう、月に
1回の生活アンケートの中で、いじめられたとか、ちょっと気になる生徒がいる場合につい
ては、学校のほうで定例会を開いてもらおうと。それが本当にいじめだということであれば、
その下に、イのほうに書かせていただきましたが、速やかに集まって、じゃあ今後どうして
いこうかとかというところを進めていくという意味の文言でございます。

以上です。

中西委員 基本方針とかは、法律とか条例とは違うとはいうものの、ここにこういうこと書か
れてるじゃないかというような、後ろ盾になるものだと思うので、そうすると仮に、いじめ
を訴える側とコミュニケーションがうまくいかなかったときに、これをやってないじゃな
いかという批判が向けられて、それでどんどん関係が悪化していくという、あるいは、そう
いうことを訴えて重大事態に向かっていくということがありがちなので。だからどうしろと
いうことではないんですが、そのための適切な運用を意識していただきたいなど。文言を修
正云々ということではありませんけれども、気になったのでご質問しました。意見です。

教育長職務代理者 「速やかに」とか、「3日」という立てつけをどういうふうに捉えていた
だけるかというところですかね。

中西委員 はい。

教育長職務代理者 よろしくお願ひします。

ほか。和座委員。

和座委員 早期発見というか、未然に見つけるということについての部分ですけども、6ペー
ジですよ。上のほうに、早期発見について、ア、イ、ウ、エと書いてありますけども、そ
の早期の部分で、例えば実際にいじめが起こっているときに、周りには子どもたちが通常いる

わけでした、そのときによく言われる、傍観者だとか観衆とかというふうなことにならないようにしないといけないというふうなことは一般的によく言われるんですけども、その場合に子どもたちがそれを見て、2ページの「責任と役割」の中で、「全ての児童生徒は、いじめを認識しながらこれを放置してはならない」と書いてあります。

その具体的な各論の部分ですけども、そのときにできるだけそれを早めにもうどういうふうにして、それを放置しないで子どもたちが情報を的確に、例えば教師に伝えるとか、あるいはその場の中で、ロールプレイもあると思うんですけども、子どもたちが、どういった形で対応していけばいいとか、先ほど言ったような傍観者だとか、その観衆とかそういったものに陥らないために、早期に子どもたちが情報共有ができる、先生たちとも情報共有しながら対応できるような、そういった早期の発見、あるいは防止というところについての記述というのは、ここの中で、具体的にはどの辺の部分が占めてるのかなというのがちょっと気になったんですけども。いかがでしょうか。

教育長職務代理者 児童生徒課長、お願いします。

児童生徒課長 この基本方針は市の取組と、あと教育委員会としての取組と、あと学校としての取組というのがあります。学校としての取組で、8ページのところになるんですけど、(1)の「未然防止」というところに関わるのかなと思ってます。ここの中には、「いじめに向かわせないための未然防止に取り組む必要がある」ということと、あと今回、ちょっと追加させていただきました「児童生徒の人権や多様性を尊重し、いじめの未然防止に取り組む」というところで、そういうふうな方針で学校としてもやっていってほしいということになっております。

具体的な部分についてはそこにも書かれてますけれども、例えば道徳だったり、先ほども説明ありましたが、WEBQUだったり、必要に応じては、学年集会だったり、学級活動だったりという中で、そういう子どもたちの意識という、いじめを見過ごしてはいけないとか、そういう部分を醸成していくというところと。あとは、学校によってはいじめの標語を全校でつくっていたりというところで、とにかく子どもたちが学校来てよかったなと思えるような学校づくりというのを教員一同で努力していただきたいということで、いつもそういう話をしております。

以上です。

和座委員 分かりました。ありがとうございます。

前回の議論の中で、私も話したんですけども、人権とか多様性をとにかく尊重していこう

ということについてのお話をここでちゃんと上げていただいたのは非常にありがたいと思います。

今言ったようなことというのは、5ページの「未然防止」のところの具体的な部分に出るんですけども、自己決定の場を与えて自分の考えを発表する場、僕、これは参加する権利と言ってましたけれども、そういったこととか、あるいは自己存在感を与えて、賞賛をし、承認してあげる。自分のその居場所をしっかりと周りでキープしてあげる。それから共感的な人間関係を醸成する。ここら辺のところは、まさにその部分を具体的におっしゃってるのではないかなと思いますので、この点について、しっかりとした形で子どもたちと先生たちが相對することによって、何か事案が発生したときに、信頼関係の中じゃないと、なかなか子どもというのはそういうことを先生に話さないと思うんですよね。だから、そういうことを一緒にやっていくことによって、早期の部分での傍觀者になってしまうことなく、本人がその場の中で何らかの対応をしたり、あるいは、場合によってはそのことを信頼できる先生に話したりということによって、いい流れができてくるんじゃないかと思いますので、その部分について、ちょっと感じたことですが、述べさせていただきました。

どうもありがとうございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。ほか。

山形委員。

山形委員 山形です。前回の議論も覚えていますし、今回パブリックコメント、92件いただいて、とても真摯に向き合っていかなきゃいけない、誠実に向き合っていないといけないことです。このパブリックコメント以外にも、社会の中でいじめという問題に対して、たくさん心が傷ついたり体が傷ついたり、人生が傷ついた方もたくさんいらっしゃると思います。何より誠実に向き合わなきゃいけないことだなと思って、改めてパブリックコメントや、またこの新しくできてきたものを見させていただきました。

修正の部分も、前回、和座委員もおっしゃっていたような人権の部分や多様性の部分も理解できるように書いていただいていますし、WEBQUというところも分かりやすく、どなたにも分かりやすくしてある部分もいいかと思います。SNS等も具体的に書いてあることもいいと思います。

その中で、意見として、未然防止に力を注ぐことを、これは松戸市全体としてもっと広がっていくことが大切だと思いました。直接的には「児童生徒」と書いてありますけれども、これができましたという周知を広報まつどなど、広く松戸市全体に届けていくことが大切か

と思います。学校に、お子様がいらっしゃる方だけじゃなくて、お子様がいらっしゃらない方、もう育って成人した方とかでも、こういうものができて、松戸市はこういう姿勢を持っているというのを届けていくことも未然防止の1つになるのかなと思っています。子どもSOS相談の窓口も、広く市全体のいじめの把握というところで市長部局も動いていますが、まだまだ周知は届いていない部分あるんじゃないかなと思います。これも含めて、より安心安全に子どもが学校に通える仕組みづくりに向き合っていますというところを見せていただきたいと思います。

授業も道徳などでと、先ほどご説明もありましたけれども、きっと道徳以外の授業の中でも子どもたちへ差別をしない、いじめ、嫌な言葉を使わないなどの授業の中でも取り組んでいらっしゃると思いますので、引き続きその部分も続けていただきたいなと思いました。

何より未然防止と、早期発見という部分で、荻上チキさんの本の中では、いじめについて相談ができないというのも多かったというデータがありました。小学生は、100人程度の調査ですけど、誰にも心配や迷惑をかけたくないからというので、半分ぐらいは迷惑をかけたくないから相談しないというような言葉が出ていました。逆に相談したら、7割ぐらいの子がよくなったという結果があるというようなデータもあります。このような具体的なデータなども活用しながら、今後、早期発見、未然防止にどんどん力を入れていっていただけたらなと思いました。という意見です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

伊藤委員。

伊藤委員 今回こういう基本方針をまとめられたということは、市民の関心を高めていく上でも大事なことだろうと思っています。

1点、このいじめ問題の、やっぱり一番大事なのは、その学校サイドで早期発見に努めて、早期に対応していくということだろうと思うんですが、今お話ありましたけれども、特に8ページの教職員がいじめを発見したり通報受けたりしたときに、1人で抱え込まず、上司の先生に相談するとか、委員会があれば委員会の場にかけるということが最初の一步として、まずやられれば、かなりの問題は解決に行くんじゃないかと思っています。

かねてからいろいろ学校サイドとか、あるいはいろんなマスコミでも言われているのは、教職員がそういうのを仮に認知しても、それを誰かに伝えれば、そのことが自分の責任になってしまうんじゃないかとか、自分にとってマイナスになるんじゃないかとかというようなことを心配する先生、特に若い先生方が多くて、何で自分で解決できないんだ、そんなこと

まで人に一々、何で言ってくるんだと言われるんじゃないかということに心配する先生方が多くて、なかなかそういう、特に防止対策委員会みたいな仰々しい名前がついてると、そこへ持っていくことに対する敷居が高いというか、話しにくいというのが恐らくあって、じゃあ、それが今回の対策によって、基本方針の制定によって何かその敷居が低くなるのであれば非常にいいと思います。学校によっても恐らく違うんだろうと思いますが、校長先生の、そういう采配とかで、何かそういう敷居を低くして、教職員の先生が気軽にそれを相談して対応できるような、何かこの、運用ですね、この基本方針の運用を、何か工夫して何か考えられるようなことが検討されているのかどうかというのをちょっとお聞きしたいです。いや、もう今までどおりやればよく、ただこれは基本方針でまとめただけなので、あとは学校サイドに任せてるんだというようなことなのか、ちょっとその辺のところを、何か問題意識をお持ちなんでしょうか。

教育長職務代理者 児童生徒課長、お願いします。

児童生徒課長 ありがとうございます。

やはり学校格差というのは当然出てきますし、そこをある程度一定のラインにするために、例えば校長会議だったり教頭会議だったりの中で、自分たちのほうもSOSを出しやすい環境づくりをしてくださいということなんですけれども、それは対象が、本当は子どもなんですけど、先生方もやっぱり一緒に、おっしゃったとおりで、やはりなかなか上司に報告をする時間がないとかということも見受けられていまして、やはりそこは今後の課題なのかなと思いますので、また工夫してまいりたいと思います。

伊藤委員 分かりました。よろしくお願いします。

あと、学校サイドでいじめ問題の対策委員会に報告されたり、あるいは議論をしたりというようなときと、教育委員会への通報というのは、タイミングとしては今までと変わらないんですか、今までどおりですか。教育委員会がそういう指導チームや支援チームを派遣するとかというようなことがありますよね。ですから、その教育委員会は学校で認知されたのと、それを教育委員会に報告をするというか、教育委員会がそれを認知するタイミングというのは、何か変わるんでしょうか。

教育長職務代理者 児童生徒課長。

児童生徒課長 結論的に言うと変わらないです。今までも月ごとにいじめ報告というのを各小学校、中学校さんにやってもらってます。それ以外に、管理職の先生方なんですけれども、やっぱりタイムリーに相談をしたいことがあるときは、児童生徒課のほうに相談を、今、さ

れてますので、その流れは特に変わらないかなと思います。

以上です。

伊藤委員 そうすると、この基本方針に基づいて教育委員会が今以上にいじめ問題に、より早期に対応するとか、何か特段そういうことはないということですか。

教育長職務代理者 これによって変わる部分というのは。

児童生徒課長。

児童生徒課長 今までもきめ細やかにやってきているつもりですので、それをまたブラッシュアップしながら継続していきたいと考えています。

以上です。

伊藤委員 分かりました。

それから、これは私の勉強不足で申し訳ないんですけども、「はじめに」のところに「本市においても、全市民のいじめ問題を松戸市全体で取り組むため」云々というふうにあるんですけども、このいじめ問題というのは、もちろん全市民が関心を持って学校における子どものいじめを見ていかなきゃいけないんですが、私はこの学校以外のいじめ相談の意味が分からなくて、これは子どもが学校以外でいじめを受けることに対する何かやっぱりそういう相談とか、地域のどこかで子どもがいじめられてるとか、そういう理解ですか。

教育長職務代理者 児童生徒課長。

児童生徒課長 ありがとうございます。

基本的にはその児童生徒という対象で。

伊藤委員 主体は子どもなんですね。

児童生徒課長 はい、決めてあります。子どもたちは今いろんな動きがあって、例えば塾に行くとかスポーツクラブに行くとか、学校以外の活動というのが今、多くなってきました。例えば、そこで、違う学校さん同士の子たちのトラブルがあったりとか、そういうのもあると思いますので、例えばそういうことだったり。

あとは市長部局のほうにいじめ相談窓口というのが昨年度からできておりますので、例えば学校に知られたくないんだけど相談したいという保護者だったり、本人は、そちらのほうに電話できるという、そういう仕組みになっています。

以上です。

伊藤委員 分かりました。事情がはっきりしました。

あとちょっと最後に、私、個人的な感じなんですが、全体の基本的な基本方針の立て方と

して、第1章で基本的な考え方があって、これはもう当然だろうと思うんですけども、第2章で「松戸市におけるいじめの防止等に関する取り組み」ということで、いきなり松戸市の取組が出て、第3章で学校の取組なんですよね。だけど何か流れから言うと、基本的な考え方とかそういうのがあって、まず基本は学校の中での問題があるので、まずその小さいコアになるところの学校の対策をきちっと捉えて、それをさらに松戸市全体でどういうふうに取り組んでいくんだと。松戸市全体としてもこう取り組んでるんだというような話があったほうが、1つの流れとしてはね、私はすっきり頭に入るんですけど。何かこれが逆なので、あっち行ったりこっち行ったりなんかして読んでたので、何かちょっとそういう感じを非常に強くしました。ちょっとその辺、もし次回、何年後か分かりませんが、これを改定するようなことがあったら、その辺のところもちょっと議論して、どっちがより分かりやすいのかなというような観点から、ちょっと組み立ててもらったほうがいいのかないかなという感じがしましたので。ちょっとコメントとしてお話しします。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

どうぞ、中西委員。

中西委員 もう一点だけ。

もう一点、その記述で若干気になる点がありまして、3ページの下のところですね。市長部局の取組のところですが、「18歳以下の全ての子どもを対象」とするというのは学校以外の子ともということもあると同時に、就学前も含めてということなんだと思うんですね。ただ、後段の「いじめ重大事態の未然防止」云々というのは、いじめ重大事態というのは、いじめ防止対策推進法に規定されてることで、防止対策推進法は就学前の子どもは対象になってないはずなんです。そこのところが、文章は2つに分かれているので問題はないのかもしれませんが、ちょっと気になる点があって。就学前の子どもでもいじめという訴えがあって、いろいろトラブルがあるという話は全国的にも聞くんですけど、でも本当にその就学前の子どもたちのいじめの問題として取り上げていいのかどうかという議論もあつたりするところではあるので、その点も含めて、この記述については、どういう認識なのか、そういう議論はなかったのか、その点を確認しておきたいと思います。

教育長職務代理者 児童生徒課長。

児童生徒課長 「18歳以下」という文言ですけども、その就学前の子たちに関しましては、先ほども申しましたが、市長部局のほうに子どもSOSダイヤルというのをかけられる、相談

担当室というのを設置しております。例えばそちらのほうに電話をかけていただいた分に関しましては、例えば子ども部のほうに引き継ぐとか、そういう形を取っていかうかなと思っております。

以上です。

中西委員 その体制は分かるんですけど、ここの記述については、特にそういう問題意識はなかったということですか。議論はされてませんか。

伊教育長職務代理者 児童生徒課長。

児童生徒課長 当然、「児童生徒」という表示が最初にありますので、じゃあ就学前の子はどうしたらいいんだという議論はありましたが、一応そこに書かれている文言の中で対応していこうという話になりました。

以上です。

中西委員 分かりました。

教育長職務代理者 18歳以下ということで取りまとめて両方にまたがって。

学校教育部長、お願いします。

学校教育部長 こちらのほうの表記ですけども、上の部分が18歳以下という、その市長部局の取組としてというところで。「また」の後、教育委員会、学校との連携協力という前提があるので、このいじめ重大事態は児童生徒というところとリンクしてくるのかなというふうに考えております。

教育長職務代理者 和座委員。

和座委員 1点だけですけれども、先ほどなかなか、その職員の中で自分から問題を上司のいろんな配慮の下でなかなか上げられないということを伊藤委員のほうからお話があつて、私もそのことによるコミュニケーションというのは非常に重要じゃないかと思うんですけれども。

1点ちょっと質問ですが、このWEBQUですかね、こういうふうなものについての評価、あるいはこれを見ていく場合に、それぞれのその担当の先生たちが自分の教室のメンバーの評価を見ていくということももちろんあるんでしょうけれども、全体的に評価をすることによって、第三者がこの事例はやっぱりちょっと問題があるぞということで担当者の担任の先生とお話をするような、ディスカッションが始まって、そこから問題が発生するということもあり得るかなと思うんですね。

つまり、データを1人が抱え込むのではなくて、できるだけ多くの方たちに評価をしても

らうような体制というのがあることによって、先ほど言ったような、1人で抱え込むことなく、みんなが一緒になってやっていくということが体制として出てくると思うんですが、そこら辺の記述が、ちょっと僕これ、見てる限りであまりはっきりしなかったんですね。その部分についてはいかがですか。

教育長職務代理者 児童生徒課長。

児童生徒課長 WEBQUに関しましては、集団づくり、学級とか学年の集団づくりの部分と、あと個人の特性の部分がすごく分かるものになってます。

情報の共有ということですが、今、ウェブにしましたので、当然アンケート取ったその場で、もうすぐ分析ができるようになりましたし、各学校さんで子どもたちにアンケートを取った後に、必ず管理職を交えた検討会というのをしています。その中で、やはりこう、ちょっと注意しなきゃいけない子だったり、見立てとちょっと違う、意外とこういう回答してる子だったりという分析をしていきます。

それで終わりではなくて、例えば授業に担任の先生以外の先生が行くときに、このクラスはちょっとこういう子がいるから、こういう対応しようというのを事前に把握することもできますので、先生方のタブレットの中に共有できるように、今なっております。

また、何かトラブルがあったときに、児童生徒側のほうに問合せがあったときにも、我々も、実は全学校のデータが見られますので、WEBQUで、例えば要支援組だったとか、不満足組に入ってたとか、そういうデータも出せるというか、仕入れることができますので、そういう形で、今、やり方はやっております。

和座委員 ありがとうございます。

だとすると、ここの、来年度でも結構ですけど、もしここのWEBQUの実施で、そういった情報共有に関して、非常にこのツールがすごく役に立っていると、そのことによって、みんなが問題点を把握できるという部分についての記述がもう少し入っていると、このWEBQUの役割というか、それがもう少し明確に見えてきていいのかなと思いました。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ほか、よろしいですか。

関心の高いところで、いろんなご意見いただきましたので、ぜひ今後にもまた反映させていただければありがたいと思います。

教育長 では、最後に。

教育長職務代理者 教育長、お願いします。

教育長 教育委員の先生方に、このいじめ防止対策に関する高い関心をいただいて、本当にありがとうございます。

国も含めて、いじめ防止に関しては喫緊の課題であることは重々承知しております。この基本方針に示しましたように、学校だけではなく、市長部局、もちろん教育委員会も含めて多くの組織体で、子どもたちの人権の尊重、あるいは多様性の尊重、その辺の方をしっかりと守っていければと思います。

また、この基本方針が、きっと完成形ではないのではないかなという、今ご意見いただいて私も感じましたので、よりよいものに実践を通してさらに改善できていければと感じておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 それでは、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第40号を採決いたします。議案第40号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第40号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。

(説明員入替え)

◎議案第41号

教育長職務代理者 次に、議案第41号「重要文化財旧徳川家松戸戸定邸保存活用計画の策定について」を議題といたします。

それでは、ご説明お願いいたします。

戸定歴史館長、お願いします。

戸定歴史館長 それでは、議案第41号「重要文化財旧徳川家松戸戸定邸保存活用計画の策定について」ご説明をいたします。

初めに、提案理由でございますが、戸定邸の現状や課題を整理し、文化財としての価値を保存し、次世代へ継承しながら一般公開を続けていくための指針とするためでございます。

お手元の重要文化財旧徳川家松戸戸定邸保存活用計画は、パブリックコメントを実施いたしまして、先月28日開催の戸定邸保存活用審議会でご承認をいただいたものとなります。

今後の流れにつきましては、来月には文化庁に提出し、その後、およそ3回程度の校正を経て本年9月頃になろうかと思えますけれども、文化庁長官の認定を受けるものと考えております。その際には、再度ご報告させていただければと思っております。

続きまして、パブリックコメントの手續結果についてご説明をいたします。

お手元に配付の「重要文化財旧徳川家松戸戸定邸保存活用計画（案）のパブリックコメント（意見募集）手續き結果について」の縦書きのほうをご覧ください。

パブリックコメントは令和7年1月6日から2月5日にかけて実施いたしまして、1名、1団体から計6件のご意見を頂戴いたしました。

7の集計結果に記載のとおり、第4章、防災・防犯計画について2件、第5章、活用計画について2件、第6章、保護に係る諸手續について1件、計画案全体について1件のご意見をいただきました。

ご意見の内容と、それに対する市の考え方につきましては、次、重要文化財旧徳川家松戸戸定邸保存活用計画（案）パブリックコメント（意見募集）手續き結果についての横書きのほうに記載してございます。

訂正箇所につきましては、1か所で、4番、第5章、活用計画の中の、バリアフリーに關しまして、「配慮する必要がある」という表現を障害者差別解消法で義務づけられている表現「合理的配慮の提供を行う必要がある」に表現を改めてございます。

その他、頂戴したご意見につきましては、計画を進める中で生かしてまいりたいと考えてございます。

今回のパブリックコメント実施結果につきましては、4月1日に市公式ホームページ等において公表する予定でございます。

今後でございますが、冒頭申し上げましたとおり、本日ご審議いただき、可決いただけましたら、来月には文化庁へ提出し、令和7年度中の文化庁長官による認定を目指してまいります。

以上となります。

ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第41号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

なかなかボリュームのあるすばらしい活用計画をいただきまして、ありがとうございます。これ、取りまとめるのは非常に大変だったかなと思うところですが、このつくる過程というか、少しコメントいただけたらと思います。

以前に問題意識の部分で一旦議案に上がっていると思いますが、これだけのものを作るのは大変な労力だと思いながら拝見しておりました。これは文化庁に出すという立てつけの下で、以前はこういう詳細な写真とかはなかったと思っているのですが。

戸定歴史館長。すみません、個人的興味かもしれませんが、申し訳ないです。

戸定歴史館長 お答えいたします。

基本的には文化庁が定めました重要文化財、建造物の保存活用計画の策定指針というのがございまして、おおよその内容は、それに沿ったもので、章立てはなってます。

あと、写真等々に関しましては、こちら、今後、戸定邸を保存活用していくときに、次のマニュアルというか、分かりやすいようにということで、基本的には写真等々で示すという形で考えてやってございます。よろしいでしょうか。

教育長職務代理者 そういう指針があって、それに沿った形で。

戸定歴史館長 ベースは、はい。章立ては、1章から6章までは同じ定まった形で章立てになっておりまして、中身に写真が多いのは、今お伝えしたとおりの形で、マニュアル的なイメージがございましたので、そちらで構成しております。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。すみません、ありがとうございました。

中西委員。

中西委員 パブリックコメントの2に、その灰皿撤去の話が書いてあって、本文70ページには設置されていたけども、令和6年度時点で撤去されているとありますが、このパブリックコメントによると、別にあったという意味なんでしょうか、この灰皿は。同じ物を言っているというのは矛盾することになると思うんですけど。

教育長職務代理者 そこ1か所なのか、ほかにもあるのか、という。

中西委員 ええ、要は、これを読んでパブリックコメントの人は出してるわけですよね。ということ、つまり灰皿は設置されたけど撤去されているとあるけど、実際にはあるよと書いてあるというのは、これは同じ物を言っていてタイムラグがあるのか、そうではなくて、別の場所にもう一つあったのか、そこがちょっと曖昧な感じがしますが。

教育長職務代理者 戸定歴史館長、お願いします。

戸定歴史館長 パブリックコメントに関しましては、まだ灰皿がある状態といえますか。で、その調査の結果、灰皿が1個あるのが分かったので、その表現を今回、パブリックコメントを終えて、その後の、先ほど申し上げたように、28日に審議会がございましたので、その中で修正が、パブリックコメントとは別に、また修正が入っております。

今、現状を申し上げますと、灰皿、パブリックコメントをやる前までは1個、灰皿が使える状態であったんですけども、現状、使えない状態になって、公園部局のほうと調整しまして、使えない状態になってございまして、想定では、今年度中に灰皿はなくなる想定になっております。

中西委員 つまり、同じ物を言っているということですか。

戸定歴史館長 同じ物で、はい。

中西委員 なるほど、はい。

その防火上、どこまでがというのは、判断はあるとは思いますが、そもそも灰皿があったこと自体に、建物の中ではないにしても、若干の驚きがあるんですけど。それは、そもそも利用者が使える状態のものだったのか、あるいは工事関係の方が使うような場所に、簡易的にあったものなのか。その灰皿の、ちょっと細かいですけど、灰皿の形状って、そもそも日常的に使われている灰皿なのか。その辺りの説明はいただけるでしょうか。

教育長職務代理者 生涯学習部長、お願いします。

生涯学習部長 戸定邸と戸定歴史館と歴史公園は、違うんですね。我々教育委員会が持っているところというのは、戸定歴史館と戸定邸ですけど、公園が管理している歴史公園側に、実は灰皿がありました。それが、今まで私どもは戸定邸とかには当然ないので、ないと思ってたら、歴史公園の奥のほうに使える状態であったと。それを知ったときに、公園と協議して、使えないようにはしています。基本的に公園は禁煙じゃないんだそうです、市内の公園。苦情が出たところから、それぞれ公園のほうで対処しているというようなことで。今回、それが分かったので、生涯学習部としては使えないように今してあって、この4月に撤去するように、公園のほうにはお願いしています。ですからその計画、予定では9月に出来上がるんですけど、そのときにはもう灰皿はありません。

教育長職務代理者 和座委員、お願いします。

和座委員 よろしいですか。

そうすると、これ、戸定邸の公園内は全面禁煙とすることを検討したいと書いてあるので

すけど、これは当たり前のことだと思うんですけどね、全面禁煙は。

生涯学習部長 はい、全面禁煙、当たり前のことですが、本当に大変申し訳ないんですけど、公園が管理してる部分なので、うちのほうと公園で協議して公園内全面禁煙にしていきたいと思いますという、この段階ではそういう記載じゃない。うちが所管してるものであれば、当然うちのあれで禁煙にしちゃうんですけど、今後ちょっと、今まさに受動喫煙防止のために、今、駅前とか禁煙にしているんですが、またちょっと時代の流れが変わってきて、きちっとしたすみ分けをしながら灰皿を置いて、で、町並みをきれいにしようとか、そんな話も実は健康福祉のほうで。

和座委員 それはちょっと問題じゃないですかね。

生涯学習部長 ですので、そういう禁煙・分煙については、いろんな、その施設の管理者たちの考え方があるので、うちの部としては当然、重要文化財がありますので禁煙にしたい、火気厳禁にしたいという思いは当然あります。ですので、それは今後、公園と協議していくと。ただ、公園内禁煙にするのと灰皿というのは、灰皿あって禁煙というのも変なので、灰皿は4月に撤去しちゃうんですが、公園全般を禁煙にするかどうかというのは、今後、公園緑地課と、今、禁煙ですと言っているところは21世紀の森と、あとちょぼちょぼしかないんですね。ほかの公園は別に禁煙ということではないので。

和座委員 先ほどの議論は、私自身は幾つかの、やっぱり異論がありますけれども、それは別にしといてね、ここについて言えば、やはり重要文化財ですし、それぞれの所管ということをおっしゃっているけれども、もちろん所管も重要なんだけど、全体的に見た場合に、ここは、まさに一体化した文化施設なわけですよ。公園もすぐ横ですし、私も行きましたけどもね。すごく、そういうふうなところで。何かがあれば大変なことになりますから、その点についてはしっかりと、この全面禁煙という形で、検討と書いてあるんですけども、しっかりとやっていただきたいなというのが私の考えです。はい。

生涯学習部長 はい。

教育長職務代理者 ほか、ございますか。

山形委員。

山形委員 山形です。

今のところで確認で、4月に撤去ということになると、令和6年度時点の、修正しなきゃいけないのかなって思います。令和6年度時点で撤去されている。

戸定歴史館長 3月中です。

山形委員 3月中、では、大丈夫ですね。

生涯学習部長 4月にはもう撤去された状態になる。

山形委員 状態になるということで、はい、分かりました。

今の和座委員のお話もありましたように、21世紀の森によく行くんですけど、そこは禁煙だったので、公園って禁煙じゃないことに驚きを感じてました。検討したいではなく、強く求めたいぐらいの表現でもいいと思いました。意見でした。

全体、この資料を見させていただきながら、武田委員がおっしゃっていたように、とても丁寧に作っていただいて、後世に引き継ぐためにもこの写真入りでマニュアル的な部分もとてもいいと感じておりました。

1点、質問です。この保存活用計画の中ではないのですが、科学と芸術の丘、ほかにも今後、ミニコンサートなど、各種イベントが時折されてると思います。そのときに利用する団体に対して、活用計画、保存のためのマニュアルがあるぐらいだから、利用するとき、その利用者の方たちがこういうところ気をつけてくださいというような、戸定邸からの利用規約みたいなものって存在するのでしょうか。戸定邸を利用するガイドラインみたいなものとか。例えばその、外部の方が利用したときに、何かアクシデントがあったときに、どのような対応をすとかというフローチャートなど、そういうものって存在するのかなと思って確認したかったので、質問です。

教育長職務代理者 戸定歴史館長、お願いします。

戸定歴史館長 マニュアル的なものは基本的にはなくて、基本的には戸定邸のところ、場所をお貸しするというのは、基本的にはどこかの役所のほうの公用的なものに。だから、民間の方が急に貸してくれと言っても、基本的には戸定に関わりがないものに関してはお貸しはしていないので、今のところはその、今までのマニュアルまではいかない形でやらせていただいています。

以上でございます。

山形委員 ありがとうございます。

以前、武田委員が、以前の会議の中で、海外のものを持ってきたときに、その防虫とかに関して曖昧な部分があって、外来種のものが館内に入ったときのリスクだとかという話を印象強く覚えていました。ほかにも、私もよくイベントに行かせていただく中で、一般の方が広く利用されているとき、例えば注意事項ではないですけども、施設の管理者以外の方がスタッフとしているとき、子どもとかも入ったりする、例えばガラスが突然割れたときにど

うするとか、何かしら破損があったときにこうするみたいな、マニュアル的なものがあったりもいいと思っています。もしくは、一般の方がぱっと借りることはまずないものですが、イベントで使われる方も参加する方も安心・安全に戸定邸というすばらしい文化財を安心して使えること、建物を守るにしても大切だと考えます。活用計画の中には火災のフローチャートみたいなのがあったと思います。

イベントでお貸しするとき、松戸市の方も含めてですけど、ほかの方にも一定の安心・安全な利用規約みたいなものがあるといいと考えます。参加者として利用される方へのガイドというのも、注意書きが書いてあるわけではなかったりしますし、いろいろ建物の中、触れたりとかもできる場所で、博物館とかとは違う形で利用はできるとは思いますが、ここはちょっと危ないよとか、注意喚起だとか、そういうものが広く、長時間利用されるときなんかにあるといいのかなと思っていましたので質問させていただきました。よろしくお願いします。

教育長職務代理者 伊藤委員。

伊藤委員 1点だけ。

バリアフリーのことですが、パブリックコメントで訂正が入ったんですけども、今までの「配慮を行う」というのを「合理的な配慮」と変えられたということですが、これは、配慮を行うというのは、かなり無理してでもいろいろやらなきゃいけないのを、合理的な配慮ということは、こちらの判断で、建物を傷つけたり、何かそういうことと、両立しないようなケースについては、場合によってはお断りをするとか、そういうようなこともあり得るという意味での合理的な配慮と理解してよろしいでしょうか。

教育長職務代理者 戸定歴史館長、お願いします。

戸定歴史館長 おっしゃるとおりでございます。

伊藤委員 そうすると、別に戸定邸だけの問題ではなくて、恐らくこの同じような木造建築で、もう築100年とか200年建っているようなところに入るケースで、健常者ではない、そういう車椅子なんかを必要とするような人たちの見学に対して、どう対応してるかというのは、いろいろほかの場所で例があると思うんですが。それとの関連で、やっぱりこれだけはしなきゃいけないとか、何かそんなようなのは、現時点でございますでしょうか。

教育長職務代理者 戸定歴史館長、お願いします。

戸定歴史館長 具体的にこういうというのは今のところはないんですけど、基本的には車椅子の方をどこから入っていただくのかとか、今考えてますのは、基本的には戸定邸の表座敷の、一番広いところ、あそこというのは要するに、昭武の時代から、お客様を通して対応すると

ころでございまして、奥のところは家族が住むプライベートな空間になるので、そこは基本的には廊下も狭いですし、下も木で、ちょっとあれなんで、基本的に、庭のほうから入ってもらうか玄関から入ってもらうか、どっちかなんですけど。基本的に、表座敷のほうは極力見ていただきたいので、そちらは対応できるように、今後、検討を進めていきたいところで、今、そこまでは考えてございます。

以上でございます。

伊藤委員 そうすると、表座敷の廊下だけじゃなくて、畳の上も車椅子で入れるように。

教育長職務代理者 戸定歴史館長。

戸定歴史館長 そのこのところに関しましては、畳のあれがあります、痛みがございますので、そこを通すのか、あとはこう、前もって連絡をいただいて、通れるような形に、何か。

伊藤委員 何か敷くとか。

戸定歴史館長 敷くなりというところも、検討の余地があるかというところで今考えてございます。

以上でございます。

伊藤委員 分かりました。やっぱりバリアフリーって大変なんですね。よく分かりました。

教育長職務代理者 和座委員。

和座委員 私も戸定邸に行ったことあるんですけども、その際、ガイドさんにお話を聞いたんですけども、このガイドさんのお話、なかなか興味深いものがあって、30分ぐらい、いろいろとお話を聞かせていただきましたけれども、今現在、大体どのぐらいの人数の方がいらっしゃって、そしてそのための研修会とか、どういうふうにして質を担保してるのか。

それから、あともう一点は、その日は庭のほうは開放されておらず、室内の部分だけを見せていただいたんですけども、あそこはやはり庭と、それから建物は一体化してるというところが魅力でして、多分そういうことも含めれば、庭との関係の中で、庭見ると、何か石が数個見えてて、あの石だけが何であるなところに出てるんだという話をしたら、何かいろいろと説明してくれましたけど。だけど、興味が非常にある庭園ですので、そこら辺も一体化した形でのガイドを。あのときはそういうふうな形では、ガイドがなかったんですけども、そういった公園と建物との一体化したガイドの日にちとか、あるいはそういったものが設定されているのかどうか、その辺り、教えてください。

教育長職務代理者 戸定歴史館長。

戸定歴史館長 お答えします。

ガイドですけれども、今、たしか10期生が入ってきていて、何人ぐらいいるんだろうな、毎日2人、多いときは3人で、2人ぐらいで基本的に回してはいるんですけど。多分20人はいるのかな、すみません、ちょっと細かい数字は分からないで、それなりの数いらっしゃると思います。ただ50人はいない形で、今、10期生になります。

和座委員 10期生というのは、そういう、何か集まりみたいなのがあるんですか。10期生というのは。

戸定歴史館長 募集のときに1期生から始まって。

和座委員 ああ、募集をしてね、ボランティアですから。

戸定歴史館長 募集、はい。今10回目だから10期生という形で。今、今年入って研修が内部で終わっております。

和座委員 じゃあその後、1期生、2期生、3期生というのは、やはり働いてらっしゃる。

戸定歴史館長 そうですね、抜けられる方もいるので、数はあれなんですけれども、2期生が1人だけとか、そういった形で抜けてはいるんですけど、はい。

和座委員 ああ、そうですか、はい。

戸定歴史館長 あとすみません、庭の、書院造庭園。

和座委員 うん、あとはその人たち、どういうふうな教育というか、どういうふうにして、その質を担保してるんですか。

戸定歴史館長 基本的に、シティガイドのほうで募集をかけていただいている形ですね。それで、随時、当館の学芸員のほうに依頼がございまして、講習会というか、研修会的なものはやっております。

もともとうちのほうのシティガイドごとで言うことが違うと一定性がないので。

和座委員 そうですね。

戸定歴史館長 基本的にはベースとなるものは、当館の学芸員のほうで用意したものを渡すと聞いてます。そこに、やはりシティガイドで説明をしないと、手を挙げられる方々ですので、興味がある方々が多いので、それなりに、ご自分でアレンジ等々はあるかもしれないですけど。

和座委員 私も非常に好印象持ちまして、すごく積極的な方でしたね。

戸定歴史館長 はい、そういう方が多いので。はい。という形になってございます。

月、年に2回ぐらいですか、講習会的なものはやっております。依頼文が来てやっております。

和座委員 はい。あとは一体化の話ですね。

戸定歴史館長 庭園のほうは、基本的に戸定の日の0の付く日は下りられるようにはなってございます。ただその、庭園と含めたガイドというか、そのところはちょっとまだないかなと。ただ回廊のほうの、千葉大のほうにつながるほうに行って、ガイドというものは年に何回か、ちょっとすみません、細かく覚えてないんですけど。

和座委員 そうですか。私は金沢で生まれ育ったので、金沢の兼六園の場合は中にいる、建物があるんですけどね、そこを見るときは必ず周りの庭との関係の中で、全部一緒になって教えてくれますので、それは非常に面白かったので、できればそういうふうな形でのガイドももっと充実させればもっと面白いんじゃないかなと思います。

戸定歴史館長 承知しました。

和座委員 以上です。

戸定歴史館長 ありがとうございます。

以上です。

教育長職務代理者 ご意見、ありがとうございます。

ほか、よろしいですか。

じゃあ私から、よろしいでしょうか。

素晴らしいものを作っていただいて、ありがとうございましたと、まずお礼を申し上げます。

それと同時になんですが、先ほど山形委員がご質問くださった点で、ちょっと驚いたことが。使用に対するマニュアルがないという。ないのはちょっとあり得ないかなと思います。この、せっかく保存活用を改めてするタイミングですので、改まったところにどういうふうに使っていただくか、どういうふうに保存していくかということを考えましたら、これは必須に作っていただきたいとお願いを申し上げたいところでございます。

何度か科学と芸術の丘、あれも私も見させていただきましたが、戸定邸もさることながらですが、松雲亭にもつながる部分で、少し使用規約の強弱が取れるかと思います。どこをどう許してらっしゃるのかというところに怒りを覚えるときが多々ありまして、どこで和室の使い方とかしつらえを覚えるのかというのが、今や、もう本当に、ここしかないぐらいなところに現状は来ているかと思います。

松戸は、近代的なものが多いので、「うちにはフローリングしかありません」みたいな子どもがいっぱいいます。例えば畳でも、何でも置いていいかといったら、先ほど来の木彫の、

外国の彫刻みたいなものがポンと急に来られるのも駄目ですし、あと荷重ですね、荷重に対する記載が一切なかったのがちょっと不安点です。壁のひびとか雨漏りとか、そういった点はあるんですけども、かなり古い建物ですので、どこの部分にどういった荷重がかかって、大丈夫なのか駄目なのかということがまずこのときにやるべき観点かなと思います。

それと、木の物ですので、傷がつかますと修復ってすごく難しいんですね。畳は替えられますけれども、木の部分は難しい。

松雲亭で、ぜひ企画の段階で拒否していただきたいのが、暗転してやる項目はやめていただきたい。なぜかという、暗い中でどういうふうに皆さんが動いて行動してらっしゃるのかというのが分からない。それがすごく怖いんです。それと、機材を違い棚に乗せていたのがあり得ないと思いました。本来、どういうふうにするべき設えなのかということを知っていたら、そこに置くべきではないので、その道具を、もし持ち込みたいのであれば、違う棚を持ってきてくださいとか、適切な指導ができる方が、まず戸定邸にいないといけません。これは絶対だと思います。

そういった部分の使用法に対する割と厳しめのマニュアルを、このタイミングだからこそ作れるものというのがあると思いますので、あらゆる角度から検討していただきたい。できることならば、あそこに行って、和室のしつらえを学べてよかったと、そう思って帰っていただけるようなガイドづくりもしていただきたい。

ガイドは歴史を説明するだけじゃ今やないのではないかと想像します。教育という部分で、松戸市内の小学生たちもたくさん行ってくださっています。そのときに、ぜひ学べるチャンス。学校ではそこまでやり切れませんし、旧、学校ときは和室ってございましたよね。そういったものも学校の中では、だんだん割愛されてきてますので、ぜひ唯一残ると言っている、齋藤邸もありますけれども、また使用目的も距離感も違いますから、知っていただきたいと思うならば、本気で保存して活用していただきたいというのが本当に、お願い事項になります。

あともう一点、トイレに関してですけれども、戸定邸内の、トイレに関してだけ色枠が別になっていたのがちょっと気になりました。あそこのトイレって一般の方使うんですか。これ、まず質問です。できることならば、外にもトイレございますし、戸定歴史館にもございますし、何か入る段階でナビゲーションなどをして、外の公園の部分にあるトイレを使用していただくことを促すような、お願いベースでいいかとは思いますが、そういったこともありなのではないかと思っています。

というのは、個室ですので、監視が利かないというのが一番怖いところでございます。火気厳禁といっても、信用してないわけではないんですけども、本当の意味で、守るということを考えますと、公園のほうにすぐ、すぐお向かいですよ、そんな距離のあるところではございませんので、できればトイレに関しては、あちらをご使用してから邸内見学くださいということを申し上げることが難しいのかどうか、こういった点についてもちょっと検討していただきたいなと思いました。

それと、最後に、これは希望です。入ってすぐのところに、もちろん宣伝とか、いろんなことしたい気持ちは分かります。ただ、あまりにも広告物が多いと、あれは美しいのかどうかという部分で、入ったときの感動が若干薄い。どうでしょうかというところで、お土産物売りたい気持ちも分かるけれども、それは戸定歴史館じゃ駄目だろうかとか、すごくいつもあれを見て、どうなのだろうと思うのが、私の気持ちでございます。

何かその展示方法の、美観についても、ちょっと知恵を絞って考えていただけたらありがたいかな、リニューアルに際して、そういった部分まで、全面的な考え方の再構築をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

以上です。ほか、ございますか。

伊藤委員。

伊藤委員 今の武田さんのお話、非常によく分かるんですけども、こういう戸定邸のような施設はそもそも入った人は自由に動いてくださいという、畳の上もそうだし、どこか触っちゃいけませんよというの、あまりないようになっていきます。しかし全国の施設ではいろんなケースがありますよね、ここから入っちゃいけませんという柵がしてあるところは非常に多いですよ。だから、ちょっと襖絵をもっと近くで見たいと思っても、畳の上には入れないというところが多いと思うので、そういうことから言えば、今の戸定邸も、例えば廊下だけ歩かせて、あそこに柵を作ってね。そうすれば、畳とかいろんなところは完全にプロテクトできると思うんですけども、今の戸定邸の観覧基準では、そうじゃないですよ、全くほとんど基本的には自由ですということから言えば、たしかあの畳の上にテーブルを持ってきて何かそこで作業をしたりとかというようなことも今やってますよね、文化と芸術の丘で。だからそれをどこまで変えていくのかですね。

今のやり方で最大限、いろんな注意を促すというか、こういうことしてちゃいけませんよとか、いろんなことは、もちろんやっていかなきゃいけない。自由で子どもたちが暴れてもいいとかいうことじゃないので。その辺はするんですけども、やっぱり今のやり方は、ある

程度、ほかの文化施設とは違った見せ方で僕はいいのかなと思います。

今、武田さんがおっしゃったような、かなり規制をしなきゃいけなくなってきちゃうので。もちろんトイレの使い方とか何かは工夫できると思うんですけどね。だから、あの畳の上でいろんなことを、いろんな物を置いたりね、何かするというのは、もう本当に機械か何かでやらないと置けないような重さのね、何トンもするようなもの置けば、どの家だっておかしくなるので、それは限度がありますが、ある程度、人間が二、三人で、担げるようなものだったら、何かそこへ置くとか。それもずっと1か月、2か月置くわけじゃないので。一時的にそういう荷重がかかっても、それもある程度、点検してね、その床とか何か、大丈夫かどうか見てれば、僕は大丈夫かなとは思いますが。まあいろんな考え方があると思うので議論していただいて。

教育長職務代理者 文化財保存活用課長、お願いします。

文化財保存活用長 文化財の保存活用につきましては、今、伊藤委員おっしゃっていただいたように様々な考え方があります。活用していいという、どんどん活用していかなきゃいけないという考え方もございますので、規制でなくて、どんどん活用していく。例えば齋藤邸であっても、イベントをどんどん開催して、壊れたら直せばいい、そういった考え方が文化庁にもございますので、私どもは皆さんに知っていただく、国の重要文化財があること、それから先ほど名勝ですね、戸定邸のお庭は名勝になってますから、そういったものを知っていただく、そういった機会をどんどん提供していきたいと考えておりますので、引き続き、よろしく願いいたします。

教育長職務代理者 誤解がないように申し上げたいと思いますが、マニュアルを作ることで、より活用しやすくなると私は思っております。というのは、荷重に関しても、分散荷重ができるような、例えばマットのしつらえとかをすれば、逆に重い物でも持ち込める可能性も出てくる。そういったことをきちんと検討して、運営者側が知恵として持っているということが一番大事なことではないかなと思います。

以前の、人の企画をあまり文句言いたくないので言い難いのですが、ある物が、物すごい大きい物がどんと、ちょっと興味を引くだらうなとは思いますが、なぜこれをここに置いたのだらうという違和感を持った記憶がありまして、そのことを申し上げたんですが。

伊藤委員のおっしゃることも本当にそのとおりだと思います。ただ活用は、あくまでも見に来る方に負担を強いることではなくて、運営する側が、知恵を持って、それをしなくてもいいような回避方法をたくさん持つという、それが一番の対策ではないかなというふうに想

像します。よろしくお願ひします。

すみません、ちょっと気持ちが入ってしまいました。

ほか、ございますか。よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 ないようですので、これより議案第41号について採決をいたします。議案第41号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第41号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。少々お待ちください。

(説明員入替え)

◎議案第42号

教育長職務代理者 次に、議案第42号「松戸市立博物館等資料選定評価委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

博物館次長、お願いします。

博物館次長 文化財保存活用課、博物館、染野でございます。よろしくお願ひします。

それでは、資料3ページでございます。議案第42号「松戸市立博物館等資料選定評価委員会委員の委嘱について」ご説明いたします。

本案は、松戸市立博物館等資料選定評価委員会委員の任期が令和7年3月31日をもって満了となりますので、松戸市立博物館等資料選定評価委員会条例第4条第1項の規定に基づき、新任1名、再任4名の計5名を委嘱するものでございます。

資料、次ページをご覧ください。

新任委員につきましては、考古学の専門分野でございます安蒜政雄氏が、本年3月末の任期満了をもって退任されることから、新任といたしまして、同じ考古学を専門分野とした識見を有する方として、望月幹夫氏を新たに委嘱するものでございます。

任期につきましては、松戸市立博物館等資料選定評価委員会条例第5条第1項の規定に基づき、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年でございます。

以上、ご説明といたします。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

教育長職務代理者 議案第42号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 ないようですので、これをもちまして、ご質問、ご意見等は終結といたします。

これより議案第42号について採決いたします。議案第42号について、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第42号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第43号

教育長職務代理者 次に、議案第43号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題といたします。

それでは、ご説明お願いいたします。

博物館次長、お願いします。

博物館次長 文化財保存活用課、博物館、染野でございます。

それでは、資料5ページでございます。議案第43号「松戸市教育功労者の表彰について」ご説明いたします。

本案は、松戸市教育委員会表彰規則第2条第5号の規定に基づき、記載がございます安蒜政雄氏に感謝状を贈呈するものでございます。

提案理由としましては、松戸市立博物館等資料選定評価委員会委員として、多大なる功績と労苦に感謝の意を表すためのものでございます。

資料、次ページでございます。

対象者である安蒜政雄氏につきましては、多年にわたり松戸市立博物館及び戸定歴史館における歴史資料の適正かつ円滑な収集に尽力をいただいた方でございます。経歴等につきましては、記載のとおりでございます。

先ほど議案第42号で博物館等資料選定評価委員会委員の委嘱についての議案がございましたが、今回、任期満了に伴い退任した委員でございます。

以上、ご説明いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第43号について、ただいまの説明のとおりです。ご質問、ご意見等ございますか。

教育長。

教育長 今、説明あったとおり、多大なご尽力をいただいた先生でございますので、敬意を表したいと思います。よろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 ほか、よろしいですか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 ないようですので、これをもちまして、質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第43号を採決いたします。議案第43号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第43号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。

(説明員入替え)

◎議案第44号

教育長職務代理者 次に、議案第44号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題といたします。

それでは、ご説明お願いいたします。

学務課長、お願いします。

学務課長 学務課長の西田と申します。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、議案第44号「松戸市教育功労者の表彰について」ご説明いたします。

松戸市教育委員会表彰規則第2条第1号、多年にわたり学校職員または教育機関職員として勤務し、勤務成績が特に優秀で、他の模範とするに足り得る者に対して教育委員会が松戸市教育功労者の表彰を行うとあります。

つきましては、資料8ページに名簿を添付してございますが、校長として、松戸市の教育の振興発展に務め、その功績が顕著であった者に表彰状を贈呈するものでございます。

今年度末で校長職をお辞めになる方は4名いらっしゃいます。教職員の定年が延長されることにより、昨年度より、今年は61歳ですが、特例任用、あと62歳、63歳の暫定再任用、そ

ういう職種にかかわらず、校長職をお辞めになる年度に松戸市教育功労者表彰を行うことといたしました。

それ以前は、定年の60歳の年度に教育功労者表彰をお渡ししており、先ほどお話しした4名のうちの2名は、既に本表彰を行っているため、今年度は2名の方が対象となります。

2名の校長先生方のそれぞれのご功績につきましては、9ページ以降の推薦調書に記載してございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

教育長職務代理者 議案第44号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

ご意見等ございますか。

教育長。

教育長 こちらも今、説明にあったとおり、学校教育において功績のあった校長先生方でございます。敬意を表したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

教育長職務代理者 本当にありがたいことだと思います。よろしく願いいたします。

それでは、議案第44号を採決いたします。議案第44号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第44号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第45号

教育長職務代理者 次に、議案第45号「松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

学務課長、お願いいたします。

学務課長 議案第45号「松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」ご説明させていただきます。

本件は、本年1月15日の教育委員会会議においてご審議いただき、その後、1月22日に開催した松戸市学区審議会に当該案件を諮問し、答申を頂いたものについて提案させていただくものでございます。資料25ページ以降が学区審議会からの答申の内容となります。

資料27ページをご覧ください。

2、諮問事項の（１）のアにつきましては、令和7年度より知的障害特別支援学級を馬橋北小学校と殿平賀小学校の2校に新規開設をすることについて。また、同じく（１）のイにつきましては、自閉症情緒障害特別支援学級を矢切小学校に新たに開設することについて記載しております。これらの小学校3校の新規開設に伴い、通学区域を変更することについて諮問いたしました。

続いて、（２）につきましては、松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程において、新住所地などで記載がなく、通学区域の設定がない当該地番について、新たに通学区域の設定を行い、規程に追加するなどの規程の改正を行うことについて諮問をいたしました。

30ページをご覧ください。

5の答申内容でございますが、当該諮問事項につきまして、ご審議の結果、諮問事項どおりに承認する旨の答申をいただきました。この答申結果に伴いまして、当該通学区域の変更を行いたく松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程の一部を改正することについて、提案させていただくものでございます。

なお、当該規程の一部改正案は、資料の12ページから24ページに記載のとおりでございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

教育長職務代理者 議案第45号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

（発言の声なし）

教育長職務代理者 ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第45号を採決いたします。議案第45号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第45号は原案どおり決定いたしました。

それでは説明者が入れ替わります。少々お待ちください。

（説明員入替え）

◎その他

教育長職務代理者 それでは、会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、議事日程を変更し、

秘密会の前にその他に移ります。

事務局より何か報告ございますか。

博物館次長、お願いいたします。

博物館次長 文化財保存活用課、博物館、染野でございます。

博物館からのご報告でございます。お手元の資料の令和6年度社会教育功労者表彰についてご覧ください。

このたび、文部科学省より令和6年度社会教育功労者表彰がございました。本市から、松戸市立博物館友の会、岡田啓時氏が受賞されました。表彰式は令和7年2月28日に、文部科学省内で行われております。

この表彰につきましては、地域における社会教育活動を推進するため、多年にわたり社会教育の振興に功労のあった者、また全国的見地から多年にわたり社会教育関係の団体活動等に精励し、社会教育の振興に功労のあった者に対して文部科学大臣が表彰するものでございます。

表彰されました岡田氏につきましては、松戸市立博物館友の会創立からこれまでの間、友の会副会長、会長として長きにわたり尽力され、松戸市立博物館事業を支援するボランティアグループとして市立博物館との連携活動を行い、博物館の振興並びに社会教育振興へ貢献された方でございます。

以上、博物館からのご報告でございます。

教育長職務代理者 ほかにございますか。

文化財保存活用課長、お願いいたします。

文化財保存活用課長 資料をお配りしておりますマイセンコレクション展の開催結果についてを、ご覧いただければと思います。

本展は、戸定歴史館において、2月1日から3月9日まで開催いたしました。来館者数につきましては1万4,975名の方にお越しいただきました。関連事業につきましても、滞りなく施行することができました。

その他といたしまして、所感ではございますが、期間中、各種メディア等でお取扱いいただいた影響もあり、多くの方にお越しいただきましたが、大きなトラブルもなく無事終えることができました。

来場者につきましては、市民の方が中心ではございましたが、本市主催の美術展は初めてという方も多く、本市の文化芸術施策に触れるきっかけづくりの場を提供できたものと考え

ております。

令和7年度につきましては、デジタルミュージアムにてマイセン磁器等の3Dコンテンツを作成する予定で考えております。

以上、ご報告となります。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

委員の皆様から、何か。

伊藤委員 今回展示されたものは土屋文化振興財団から寄贈いただいたもののごく一部ですね。3分の1ぐらいですかね、ちょっとよく分からないんですが。次の、展示を何か考えておられるんですか。今回展示できなかったものを。

教育長職務代理者 文化財保存活用課長、お願いします。

文化財保存活用課長 今、現時点、終わったばかりでございます。このような好評いただいたところはございますが、いかんせん、来年につきましては戸定歴史館のスケジュールが決まっていること、博物館につきましても、もうスケジュールが決まっていることから、やる場所というのをごさいます。まずは来年度予算の中でもございましたが、今ご案内しましたデジタル化によって市民の方に、マイセン磁器に触れていただければと考えております。また、今回、寄贈いただいたのは152点、展示したのは38点、残りの部分はございますが、その残りの部分を含めてデジタル化を進めまして、まずはデジタル上でご覧いただく場を提供させていただければと考えております。

伊藤委員 じゃあ、例えば来年、再来年辺りに、可能ならやろうとか、そういう気持ちはお持ちですか。

教育長職務代理者 生涯学習部長。

生涯学習部長 今回ですね、本当にびっくりするぐらい好評だったので、今後、まあ来年度は今言ったように、予算もデジタル化の予算しか取ってません。あと、どこでもできるものもないので、やる場所というものも考えなきゃいけないので。ただ本当に、150数点のうちの約40弱だけですので、これ、まあ市民の財産ですから、実際に生で見る機会というのはやっぱりどこかで設けなきゃいけないだろうと、部長としては思っておりますので、再来年度以降で、そういった準備、場所等整えば、ぜひ開催したいなという思いはあります。

伊藤委員 場所としては松戸の、いわゆる戸定邸の中の博物館ということで、来た人に戸定邸を見てもらうということも可能なので、場所としては非常にいいかなと思います。松戸市内、そんなに場所があるわけじゃないので、もし次回やられるとしたら同じところでやられても

いいのかなと思いますし。ただ、予算の関係があるんでしょうけども、今回、何か途中で途切れちゃうような感じでしたよね、何か点数が少ないせいか、場所柄そういう形になってるので、ただ、あそこはもうちょっと使えましたよね、本来なら。博物館。あそこが限界でしたっけ。

文化財保存活用課長 あそこが限界です、あの広さのところでは限界です。

伊藤委員 ああ、あのちょっと曲がって行って、突き当たったところに、また右へ行けませんでしたっけ、あれは。

文化財保存活用課長 あの状態のまま。

伊藤委員 あれが限界ですか。じゃあ、あれ以上広く使うことはできないわけですか。

そうすると、全部を展示するというわけにはいかないわけですね。じゃあまあ何回かに分けてやる。分かりました。ちょっとそれ、僕の勘違いかもしれない。いずれにせよ、また、もちろん来年なんて思ってませんので、再来年、あるいはその翌年ということで考えておいていただければと思います。

教育長職務代理者 和座委員。

和座委員 マイセンと、それからこの戸定邸というのは特に関係はないですよ。ただそのことを関係がないといって否定的に考える人ってあまりなくて。私自身も実はその後、戸定邸なんかも見させていただきました。

やっぱりあその場所というのは、そういう意味でも非常にいい場所だと思うんですね。あそこできにかくすばらしい陶器なんかを見て、その後、また戸定邸で、またそれなりに楽しめるといって、そういう部分でも、今回のコラボレーションはすごくよかったと思いますし、人数的にも、この1万5,000人もおいでになったということですね。私も行ったときに、いろんな町内会で来た方たちが、皆さんで楽しそうにお話ししてるのを見て、すごくいいなと思いました。そういった意味でも、ぜひこれからも続けていただければと思います。

以上です。

教育長職務代理者 山形委員。

山形委員 山形です。

山形も見させていただきました。すばらしいものを寄贈していただいて、ありがたいなと思っています。このギャラリートークも100人応募があつて20名で、とてももったいないというか、関心があつた方、みんな聞いていただきたかつたなと思うので、このご報告で、どんなお話があつたかというような記事的なものを、例えば戸定歴史館のSNS等でもアップ

できることがあればアップしていただきたいです。3Dのコンテンツもありますけれども、それ以外でも、例えばもう少し簡単に見られる、ユーチューブで松戸のチャンネルもあるので、こういう作品を展示したというような報告の動画みたいなのを画像、写真を使って編集して動画にできると思うので、ぜひそういう記録を残していただいて、また再来年とか、開催できるときに、つながっていただけたらなと思って聞いておりました。よろしくお願いします。

教育長職務代理人 中西委員。

中西委員 私も拝見させていただきました。

撮影自由ということだったので、自分のSNSでかなり発信したんですけど。やっぱりアクションが結構よかったですね、個人的ですけど。つまり、松戸にはこういうものがあるんだということをアピールするという意味で、個人的にもいいことだなということを実感しましたので、ぜひ今後も考えていただきたいと思います。

教育長職務代理人 個人的なことですが、佐倉市美のほうでちょっと知り合う方がありまして、庭園美術館の元館長の樋田先生だったんですけども、樋田先生のほうから「松戸のあのコレクションさ」というふうに声を掛けられたんですね。そのぐらい、やはり一般に心に響くというか、見てみたいという気持ちにさせるものなのだなというのを改めて実感いたしました。さらに壮大なコレクションが、まだまだこれから展開できるというのは、もう本当に魅力と強みだと思いますので、いい形で今後の活用方法というのをぜひ保存活用課ですので、お願いしたいなと思います。

今、山形委員がおっしゃったので、私もギャラリートーク、行きたかったんですけども、ちょっと難しいだろうな、この20人というのはというところで遠慮致しました。このときの、もし画像とかあったら、ぜひデジタルミュージアムのほうに何かアップしていただくとか、何かそんな、文章でももちろん構いませんけれども、そういった、追加で何かご報告いただけると本当にありがたいなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

教育長職務代理人 ほか、ご報告、よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 それでは、これより議案第46号「令和6年度末松戸市小中学校長の人事異動について」及び議案第47号「令和6年度末人事異動による松戸市立松戸高等学校の教職員の任免について」を議題といたします。

会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、議案第46号及び議案第47号の審議は秘密会となりますので、松戸市教育委員会会議規則第14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員及び傍聴の方は退席をお願いします。

お残りいただきますのは、生涯学習部長、学校教育部長、生涯学習部審議監、学校教育部審議監、教育総務課長、教育総務課専門監、学務課長、学務課補佐、以上となります。そのほかの方は退席してください。よろしいでしょうか。

傍聴人の退出及び説明員の準備が整うまで、しばらくお待ちください。

(関係職員以外の職員退席)

(以後、秘密会)

教育長職務代理者 以上で秘密会を終了いたします。

関係職員及び傍聴人の入出を許可いたします。

再開の準備が整うまで、しばらくお待ちください。

(関係職員等入室)

教育長職務代理者 ご報告いたします。

秘密会にて、議案第46号及び47号は原案どおり決定いたしましたことを報告いたします。

本日本日予定していた議題は以上です。

それでは、議事進行を教育長にお戻しします。

教育長 長時間にわたるご審議、ありがとうございました。

では、次回の教育委員会会議の日程についてでございます。次回、教育委員会会議は、令和7年4月9日の水曜日、午前10時より、教育委員会5階会議室にて開催してはいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 では、ご異議がないようでございますので、次回は令和7年4月定例教育委員会会議

は、令和7年4月9日、水曜日、午前10時より、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

◎閉 会

教育長 以上をもちまして、令和7年3月定例教育委員会会議を閉会といたします。

どうもありがとうございました。

閉会 午前12時00分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員